

平成23年（行ウ）第9号 損害賠償履行請求事件

原告 吉井 博 外117名

被告 御船町長山本孝二

準 備 書 面 3

平成24年 6月27日

熊本地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 竹 中 潮

被告訴訟代理人 弁護士 本 田 悟 士

被告指定代理人 野 口 利 昭

同 吉 本 正 剛

同 島 田 誠 也

同 渡 邊 洋 平



第1 平成24年2月2日付け原告ら第4準備書面に対する認否反論等

1 はじめに

(1) 補助事業に対する交付金・補助金交付の目的・趣旨

ア 補助金とは、相手方の一定の行為を促進する目的をもって交付され、相手方が予め指定された用途に供して目的を達成した場合は返還することを要しないとされる資金である。

実際には助成金、交付金などの名称が用いられることもあり、国の公的資金助成の規制規範・手続規範として最も重要な、補助金等に係る予算の

執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」、乙1）においては、国が国以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定めるものとして「補助金等」が定義されている（適正化法2条1項）。また、「補助事業等」については、補助金等の交付の対象となる事務又は事業と定義されている（同法2条2項）。

そして、かかる補助金等の交付は、公的資金助成の一つとして助成の対象となる行為・事業などを促進する効果ないし誘導効果を持つため、特に、市場経済に任せていては促進、達成困難な公共目的を実現する政策手段として活用されてきた。

本件補助事業についても、まさにそのような公益・公共目的（後記イ）の見地から、その促進、達成が高度の公益性を持つと認められて地域バイオマス利活用交付金の交付が認められたものであった。

イ 具体的には、本件補助事業は地域バイオマス利活用交付金を受けての事業であるところ、当該交付金交付の趣旨は、「バイオマス・ニッポン総合戦略」等に基づき、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点から、バイオマスの利活用を図るべく、地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取り組みを支援することにある（乙6・第1趣旨）。

被告としては、かかる趣旨を踏まえ、公共目的の見地から、訴外会社その他関係者との打ち合わせ、国との間の協議を重ねつつ、本件補助事業内容、ひいては、同事業への補助金交付の当否を適切に審査してきた。

また、本件補助事業への補助金支出に公益上の必要があり、適正化法そ

の他交付要綱等（乙1、乙2、乙5、乙6）一切の規制規範・手続規範に照らしても適法であることは、国においても、「地域バイオマス利活用交付金にかかる施設整備事業における事業実施計画の審査について」添付のチェックマニュアルに沿った審査結果、その他、御船町との情報共有（融資協議状況についての御船町把握情報の提供含む）を基礎に、本件補助事業について十分な審査を経たうえ、これに対する交付金の交付決定をしていることから明らかである。

そもそも、地方自治体の公的資金助成（補助金等の交付含む）については、地方自治法232条の2が「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」としているとおり、公益上の必要性が認められるか否かが、その交付にあたって検討・確認されるべき最大の要件であるところ（御船町補助金交付規則（乙3）においても同様である（同規則第2条）。）、本件補助事業に対する補助金交付については、国も御船町も、必要十分な調査、資料の検討等を行ったうえでその公益上の必要性を認めているのであって、レトロスペクティブに見てさえかかる判断に誤るところはない。

ウ この点、原告らの主張は、上述のような補助事業に対する交付金・補助金交付の目的・趣旨を全く理解しないものであって、原告らの挙げる被告の“義務”は、金融機関が営利事業に対して貸付を行うに際しての審査事項、審査基準というべく、本来回収が予定されていない補助金支出に際して確認、検討すべき内容、ひいては、被告の義務の内容にはそぐわない。

補助事業に対する交付金・補助金の交付にあたって原告らの主張する内容の“義務”の履践が要求されているのは、大手企業が新規事業を開拓する際のリスクヘッジに利用される場合や、当初より採算ベースにのることが明白で、そもそも補助事業とする必要がないような場合、あるいは、既に先進性を失い陳腐化したような事業に対する場合等にしか、交付は認めが

たいこととなり、ひいては、公益・公共目的の達成は全くできなくなってしまう。

(2) 市町村固有の判断で支出を留保できないこと

ア また、そもそも、国から交付を受けた交付金（補助金）について、市町村固有の判断で、支出を留保することは許容されていない。

このことは、地域バイオマス利活用交付金についても適用のある¹農林畜水産業関係補助金等交付規則（乙176）の第3条1項3号において、補助金等の交付決定に付する条件として、「補助事業者等は、間接補助金等の財源に充てるべき補助金等の交付を前金払又は概算払により受けた場合において、当該交付を受けた補助金等の額が、既に間接補助事業者等に対して交付している間接補助金等の額をこえているときは、遅滞なく、当該間接補助事業者等に対し、そのこえている額に相当する金額の間接補助金等を交付しなければならないこと」が挙げられ、実際、本件補助事業に対する交付金の交付決定においても、「県等²は、概算払いにより市町村等³の事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく市町村等に交付しなければならない。」（乙96第6

*1 バイオマス利用対策交付金等交付要綱（乙5）第1項

*2 県等とは、その前項（乙96第5項）に定義があるとおり、「県及び実施要綱第4の(4)、(5)、(7)または(8)の規定により県を経由せずに直接実施等の手続きを行った市町村」をいい、本件補助事業に対する地域バイオマス利活用交付金実施に關しての御船町は、県等にあたる。

*3 市町村等とは、その前々項（乙96第4項(2)）に定義があるとおり、「地域バイオマス利活用交付金実施要項別表の事業実施主体等欄に掲げる事業主体のうち県以外の事業実施主体」をいい、訴外会社は市町村等にあたる。

項)と明記されている。

イ 御船町としての本件補助事業の審査に怠るところがないこと、御船町と同じ情報・資料を踏まえた国の交付決定が補助金交付に先立つことは、従前主張してきたとおりであるが、そもそも、国が、地域バイオマス利活用交付金の交付決定をした以上、御船町ひいては被告において、国が示した基準（チェックマニュアル）とは異なる観点から、その訴外会社に対する支出（補助金交付）を留保することはできないのである。

2 同第1について

認否の限りでない。

3 同第2（自己資金調達可能性の確認義務違反との原告ら主張）について

(1) 同1

第一段落は概ね認める。

民間事業者が実施主体の場合の補助率は原則3分の1であるところ、本件補助事業については、地域バイオマス利活用交付金実施要領第2の2、事業実施にあたっての留意事項第6第1項ウにより事業の新規性、技術の先進性、原料の優位性、製品の優位性等が認められたため、補助率が2分の1となったものと認識している。

第二段落は認める。

第三段落について、用地取得（購入）が不可欠との前提に立っているのであれば争う。用地については賃貸借による確保も可能であり、実際、本件補助事業においては、県営白岩産業団地A区画の賃貸借を予定しており、県との協議の中では事業の進捗状況に応じて賃貸借契約を締結することとされていた（乙23の6、乙78）。

第四段落は争う。自己資金の調達ができなければ事業自体を開始できなかったわけではなく、むしろ、補助金の交付及び事業の開始をも踏まえて、自己資金調達が円滑に進むことも期待できた（自己資金の調達は、事業開始後

にも可能でかつ実際にも行われるものであり、事業終了までに精算を完了すればよい。)

(2) 同 2

第一段落、第二段落は概ね認める。

第三段落は争う。御船町は、間接補助事業者が事業を遂行しなかった場合に、自らの財政を用いて、国に対し、受領した補助金の全額を返還せざるを得ない法的地位にあったわけではない。間接補助事業者が事業を遂行しなかった場合または事業を中止した場合といえども、町は、当該事業者に対して補助金の返還を命じ、返還された交付金をもって国に返還する必要があるに留まる。

(3) 同 3

争う。前記(1)、(2)のとおり。

そもそも、補助金交付に先立って自己資金調達可能性を確認すべき義務は存在しない。補助金の支出や事業開始を受けて民間からの融資・出資等を受けることもあるのであり、金融機関における融資の確約、決裁を補助金交付の前提とすることは、補助事業の性質、これに対する補助金交付の目的・趣旨を理解しないものである(前記1)。

(4) 同 4

ア 同(1)

資本金6600万円の出資を募って設立する予定であったこと、設立時には3310万円の出資に留まったことは認めるが、その余は争う。

設立の段階で出資者が出資を取りやめるような状況であったことはない。

また、当初、株式会社熊電施設3000万円、株式会社環境資源開発3000万円、株式会社東亜機工300万円、株式会社宇部テクノエンジ300万円の出資予定であったところ、株式会社環境資源開発については資金の準備ができず10万円からスタートし、資金ができ次第3000万円

まで増資する旨、株式会社宇部テクノエンジについては会社内稟議の都合で遅れての出資となる旨、それぞれ報告を受けていた（乙29）。加えるならば、出資額の多寡のみで融資が決定されるものでもない。

イ 同(2)

事業計画書（甲18）の記載、百条委員会の開催、最終報告書（甲21）の提出自体は認めるが、記載や答弁内容の趣旨等その余に関する原告ら主張は争う。

なお、被告の町議会における答弁にいう「自己資金」とは銀行借り入れにより調達する資金を指しており、また、日本政策金融公庫との協議に野口が同行した事実はないうえ、同人の議会答弁は「融資について、公庫の審査が農政局の計画審査以上に厳しい審査であるとの報告を受けていた。」との趣旨であって、融資の可能性が厳しいとの認識ではなく、原告ら主張は曲解に基づく。

ウ 同(3)

争う。

日本政策金融公庫と訴外会社は融資協議中であり、融資が実施される見込みと考えられていた（乙69、乙80ないし82）。

そもそも、被告ないし御船町において、金融機関に対して「融資が実行されるか否か」を慎重かつ明確に確認すべき義務などないのであって、だからこそ、国も、チェックマニュアルに沿った御船町の審査を受けて、融資協議中（融資確約も確認もなし）を前提に交付金の交付決定に及んでいる。

そして、国から交付金を受けた以上、御船町としては訴外会社に補助金を交付（支出）しなければならないのであるから、原告らの主張は、実質的にも手続的にも失当である。

なお、国の交付金交付については（これに続く）御船町の補助金交付のタ

イミングについては、平成19年度の繰越事業分の交付金を活用した事業として年度内の事業遂行が必要であったことも背景にあったと考えられるが、あくまでも国の判断である。

エ 同(4)、(5)

争う。

別の投資家等からの確約、融資の話は存在していた（乙115～119）。

また、国もその後、御船町と同様の情報を基礎として、平成20年度地域バイオマス利活用交付金につき2億9279万3000円とする交付決定の変更及び減額交付決定をした上、平成21年4月23日、概算払済みの交付金との差額が交付されている。

なお、本件訴訟とは関係がないが、原告らの「山本孝二氏が根木氏の下を訪れ、根木氏の「名義を使用して13億円の融資話を御船町議会で使用したことを謝罪した」との事実と反する主張やこれに付随する種々の主張は、本件紛争の背景が実際には政争であることを期せずして明らかにしている（栗原議員は、前回の御船町長選挙（平成23年4月24日投票）に立候補し、落選している。）。

オ 同(6)

争う。

4 同第2（3の誤記と思われる）（事業実施主体の信用性確認義務違反との原告ら主張）について

(1) 同1

争う。

原告らの実施要項の理解には誤り、飛躍があり、被告に「補助金を交付する相手方である事業実施主体が少なくとも、5年程度は事業を実施できる程度の資力、自己資金調達可能な程度の信用性など、企業としての信用性を有

するものであるかを確認すべき義務」などない。

地方公共団体において国のチェックマニュアルを超えてさらに要件を加え補助事業を絞ることは制度趣旨に合わないのであって、御船町ないし被告は、国の用意したチェック事項に沿って確認をし（乙24、乙25）、この内容（御船町の把握、確認した内容）を国に報告した上で、補充を求められた点については適宜補充している以上、補助金交付に先だって本件補助事業につきなした審査に怠るところはない。

国は、御船町と同じ情報、資料を基礎に、交付金の交付決定をなしているものであり、このように交付された交付金を、御船町が独自の判断で留めおくことができないことは従前述べてきたとおりである。

(2) 同2

争う。

同アについて、「県内企業1社及び県外企業2社が出資者である」との記載は、田淵氏が当初法人としての出資を検討していたことによるものである。企業との記載を法人に限ると解するのであれば「県内企業1社及び県外企業1社、県外個人1人が出資者である」となるやもしれないが、杜撰と誹られるべきものではない。

同イについて、出資者の把握自体誤っておらず、また、出資会社等の決算書類等の確認もしているのであって、これらについての原告ら主張は全く事実と反している。

御船町ないし被告は、出資会社等の決算書類等、すなわち、株式会社熊電施設の直近3カ年分の決算書類及び経営状況分析結果通知書、〃〃〃氏の直近3カ年分の課税証明書、株式会社環境資源開発については設立間もなかったため代表者の〃〃〃氏の直近3カ年分の課税証明書、また、当時出資予定とされていた株式会社宇部テクノエンジについても決算書類を取り寄せ、それぞれ確認を行うとともに、すべて、九州農政局にも提出している（いずれも乙

86添付、乙94)。

御船町において必要書類の確認に怠るところはなく、漫然と審査を行ったなどとは謂われのない論難である。

(3) 同3

訴外会社に事業実績がないこと、定款の記載、登記簿の記載は認め、その余は争う。

設立当初の出資金については前記のとおりである。また、定款上の所在地は、建設予定地として賃借予定であった(乙23の6)白岩産業団地内の住所地で記載したもので、むしろ、事業実施に向けて準備を着々と進めていたことの証左とも言いうる。さらに、登記簿上の本店所在地が株式会社熊電施設の事務所所在地とされたのは、設立時点では賃借前で事務所等の建設は進められておらず、筆頭株主の施設内に事務所を設置し、同社の代表者であつて訴外会社の代表者でもあつた氏が業務処理にあたっていたことによるのであつて、特に非難される理由はない。

(4) 同4

争う。

5 第4(事業存続可能性の確認義務違反との原告ら主張)について

(1) 同1

争う。

(2) 同2

争う。

用地については、前述のとおり、取得はせず賃借による確保(県から白岩産業団地内の用地の賃借)を予定しており、これに関しては、事業実施計画書提出の段階で確認済みで、九州農政局にも伝えていたものである(乙23の6、乙78)。チェック表の記載の一事をもつて原告らは審査内容が不明、審査が杜撰等と、被告を非難するが、既に提出済みの書証はきちんと確認い

ただきたい。

また、原料調達についても、例えば、チェック表記載の面積も、原告らの批判するように「事業計画書の記載に従っただけ」ではなく熊本県林業統計要覧平成17年度版の数値であるし、さらに、御船町としての独自の調査はしていないとの批判も事実と反する。統計上の面積地を検証するため、航空写真から竹林部分をトレースし（なお、トレース結果からの求積結果も750.2759ヘクタールと、統計数値に近いものであった。）、このうち、利用効率の観点から塊として約2万㎡以上の部分を93カ所拾い出して、当該箇所は全箇所踏査のうえ、作業道があるか、公道との距離、管理状況等を確認している。そこまでした上で、原料調達に向く竹林部分が上空からみた平面積で300ヘクタール、斜面としての補正を1.5倍かけて450ヘクタールと見積もっており、原料調達についての審査が不十分との誹りを受ける謂われはない。

さらに、成果物販路についてであるが、補助金交付決定前で、製品化後の数量や品質について販売先に具体的な保証をなし得る段階でもなく、販売先との契約や覚書締結に及ぶことは困難である。そのような中でも、販売予定先に聞き取りを行うなどして需要の市場調査等を行っているのであり（乙26、乙32、乙38、乙43、乙61ないし68、乙88ないし93）、原告らの非難はあたらない。まして、竹の突き板を建材として用い、竹綿をおむつ、ベットシート等の材料として用いるという、新たな市場を切り開かねばならない事業である。原告らの主張は、この点でも未利用バイオマスの活用という本件補助事業の趣旨を全く理解していないものである。

(3) 同3

争う。

第2 平成24年5月10日付け原告ら第5準備書面に対する認否反論

1 同第1について

認否の限りでない。

2 同第2について

(1) 同1

ア 争う。

イ 基準の不明確性は、複数の行為を包括的に捉えるべきとの原告ら主張を争う根拠の一つであるところ、原告ら第5準備書面において独自に示された基準はなお不明確であって、明文によらずかかる基準を採用することは認めがたい。

例えば、原告らの示す、同一の事業に関し支出の権限が同一の者に帰属する場合との“要件”が、地方自治体において終局的には全ての権限が首長に属する以上、特に本件のような場合に何の限定ともならないことをみていただきたい。

ウ そもそも、本来各別に捉えることのできる行為をことさら「一連の行為と包括的にとらえる」ことは、住民訴訟制度の立法趣旨並びに出訴期間等を限定した法の趣旨に反する有害なものである（被告準備書面2第2・1(2)ア）うえ、原告らの主張する住民による地方財務会計の適正化という法の趣旨は、このような独自の見解、恣意的な拡張によらずとも全うできるのである。

本件訴訟で問題とされている竹バイオマス事業に関する補助金支出（行為①、②）についても、原告らは、次に述べるとおりいわゆる4号請求（地方自治法242条の2第1項1号）も可能であったのみならず、損害論に踏み込まずに違法行為の差止請求、処分の取消し・無効確認請求、怠る事実の違法確認請求等に及ぶことも可能だったはずである。

行為①、②につき住民監査請求の期間制限が適用されるとすれば、先行する行為の違法性の是正を裁判所に請求する機会が法的に与えられないこ

ととなり不当である等との原告らの非難は失当というほかない。

特に、原告らは、行為③の前に、行為①、②をそれぞれ各別の行為としてとらえた上、違法があると主張し、うち期間制限内であった行為②について監査請求に及んでいる（平成22年5月26日御船町職員措置請求（甲3））のであるから、なおさらである。

エ また、行為①、②の時点では御船町に損害が発生していないとの主張も誤っている。

補助金の支出行為が違法であるとの原告らの主張を前提とすれば、違法な補助金の支出それ自体が損害である。補助金支出はそもそも支出先の事業者から返還されることを前提としていないのであって、返ってこないことが明らかとなった時点、あるいは、事業者からの回収を待たずに国へ補助金を返還した時点で損害が具体化したとの主張は、いわゆる“実害”と法律上の損害とを混同したものと考えられる。

原告らは、この時点で住民訴訟を提起しても棄却されたはずであるとも主張するが、以上のとおり、補助金の支出行為が違法との原告ら主張を前提とする限りにおいては、損害が発生であるとして棄却されることはない。

エ 原告らの示す基準は明確でもなく、そもそも、監査請求及び住民訴訟による地方財務会計の適正化という趣旨は、原告ら主張のように徒に複数の行為を包括的に捉える方法によらずとも全うできるのであって、行為①ないし③を一連の行為として捉えるべきという原告ら独自の主張は、到底受け容れることができない。

(2) 同2

ア 争う。

イ 行為①、②の時点では損害が生じていないとの原告ら主張が誤りであることは既に主張してきたとおりである。

また、平成9年判決は、いわゆる「怠る事実」に関するものであり、やはり本件とは議論のスタートから異なる。「怠る事実」については、監査請求期間の制限がないことが原則であるところ、その例外である「違法な財務会計上の行為に基づいて生じる実体法上の請求権の行使を怠っている」場合に関して、財務会計上の行為時に請求権が発生していないのであれば、その行使の怠りも観念し得ないことから、権利が発生しこれを行行使することができることになった日から期間を起算すると判示したものである。「怠る事実」を問題としない以上、同判決を本件にあてはめる理由がない。

ウ 本件において、もし違法を前提とした場合、行為①、②の時点で損害が発生しているため、そもそも原告らの主張は前提を誤っていることになるが、そうでなくても安易かつ恣意的に、行為を離れて期間の起算日を定めることは相当でない。

これを許すと、いわゆる1号請求から4号請求で監査請求の期間の起算日が異なることともなりかねないが、法はかかる事態を予定しておらず、期間制限の趣旨からみても許容されない。

エ なお、原告らは、第5準備書面に至って、「怠る事実」に関する主張を追加するようであるが、これが許されないことは後述する。

(3) 同3

ア 争う。

イ 国への補助金返還行為について内容を知り得たのが行為③の後であることは当然であるが、行為①、②について原告らが監査請求に及びうる程度にこれを知ったのは少なくとも平成22年5月26日以前のことであり、このことには争いが無いはずである。

しかも原告らは、行為②について実際に監査請求に及んでいる（甲3）以上、いかなる意味でも期間徒過につき「正当な理由」など認められない。

(4) 同 4

争う。

3 同第 3 について

原告らは、第 2 回口頭弁論期日において、「住民訴訟の対象として、財務会計上の行為のみを主張し、怠る事実については主張しない」と弁論しているが、この点を措くとしても、以下のとおり「怠る事実」に関する“主張の追加”は不適法である。

(1) 同 1

ア 同(1)

補助金の各交付（行為①、②）及び返還（行為③）についてはそれぞれ認めるが、その余は争う。

イ 同(2)

第 1 段落は争う。

アは不知。

イないしオは認める。

第 2 段落（「以上の経緯によれば」で始まる段落）以降については否認ないし争う。

ウ 同(3)

争う。

まず、繰り返しになるが、原告らの主張を前提とした場合には、行為①、②の時点で損害が発生している。

また、補助金交付決定の取消し決定により生じる不当利得返還請求権の行使を怠る事実を観念したうえ、平成 9 年判決を引き、この限りで住民監査請求の起算点を補助金交付決定を取り消した平成 22 年 12 月 7 日とする場合といえども、当該「怠る事実」については適法な住民監査請求を経おらず、これに関する“主張の追加”は不適法である。

さらに、仮に、原告らの構成する「怠る事実」について、最判昭和62年2月20日判決が妥当するとして、平成23年2月15日付けの住民監査請求が「怠る事実」に関する監査請求も包むものといえるとしても（被告としては、いずれについても消極と考えている（すなわち、原告らの構成する「怠る事実」について前記最判は妥当せず、また、平成23年2月15日付けの住民監査請求は当該「怠る事実」に関する監査請求を含まない。）、原告らの「怠る事実」に関する今般の“主張の追加”は、従前の請求とは訴訟物を異にした請求の追加的併合に他ならないのであって、出訴期間の遵守の有無は当該併合ないし追加の時点を基準として決することになる以上、結局、出訴期間を徒過したものというべく、却下を免れない。

(2) 同3（2の誤記と思われる）

争う。

4 同第4について

(1) 同1

争う。

(2) 同2

ア 同(1)

争う。

そもそも行為③は法令上違法な支出にあたらぬ。

イ 同(2)

各発言内容は認めるが、その余は争う。

当時、執行部も、国からの自主返還の強い働きかけのもと、これに応じなければ返還命令が出されるものと見ており、最悪の場合を想定して説明していた。かかる誤解は議会も執行部も共有していたものであり、被告のみが誤解に基づく説明の責任を追及されることは不当である。

まして、議会には十分な調査権限も能力も有り、実際、議会は、自主返還について議決する前、本件補助事業に関して調査するため、百条委員会を設置のうえ27回の期日を開き、多数の資料、書面のほか証人喚問、参考人招致まで経て最終報告書を提出するに至っており、かかる事実は原告ら自身において主張するとおりである。

議会は、その調査権限を適切に行使し、補助金の自主返還についても十分な審議をへてその予算を可決し、これに同意しているのであって、やはり返還行為（行為③）に違法はない。

そもそも、原告らは、行為③固有の違法は無く、行為①、②の違法を承継すると主張しているものと理解している。

ウ 同(3)

争う。

(3) 同3

ア 同(1)

争う。

イ 同(2)

争う。

原告らは、国の交付金、補助金を出来る限り獲得・有効活用して地域の活性化に努めねばならず、また、多額の地方交付税交付金に依存する地方公共団体と国との関係を等閑視している。

御船町においても、年額22億～23億円の地方交付税交付金を受けてその歳入をまかなっているところ、本件補助事業に関する補助金の自主返還の話が国（九州農政局）から出された際には、補助金も交付税も出所はいずれも財務省である旨伝えられ、町としては、自主返還をしない場合、結果として翌年の交付税額での調整を強く懸念せざるを得なかったことを付言したい。

ウ 同(3)

争う。

行為③に及んだ諸般の事情とは、まさに、地方にとって切実な新たな補助事業獲得の困難や交付税等への影響であり、その額は原告らが強調する約3億円を優に上回る。

議会も、当然にこれらの事情は了解しており、他から工面しようのない自主返還の原資を積立金の取崩しによって確保することに必要やむを得ない理由（地方財政法第4条の4第3号）を認めたからこそ、その取崩しによる自主返還につき、予算を可決しているのである。

エ 同(4)

争う。

(4) 同4

争う。

(5) 同5

争う。

行為①、②の存在及びそれ自体の内容を理由として、補助金の返還に至ったわけではなく、行為③についての議会の審議・議決も、行為①、②が違法であるため取消決定を受けて返還命令、加算金やむなしとの説明を前提にしたものではない。任意に事業中止に至ったため、中止となった以上補助金は返還せねばならず、それゆえ、自主返還なければ返還命令を受け、加算金が付される可能性があるとの理解であった。

そのため、行為③に関する議会の議決についても、被告は、違法性を阻却する事由として主張しているものではない。

これらについては、原告らと被告との間で理解に齟齬があるようであるので確認されたい。

行為③は、被告の裁量、議会の裁量に基づき、任意の事業中止という行為

①、②後の事情を原因として為された別個独立の行為であって、原告ら主張のような違法性の承継は認められない。

以 上